

デジタル庁
○ 総務省 令第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに

対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）別表第一の一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕四 略

〔一〕四 同上

五 健康保険法第七十一条第一項の保険医若しくは保険薬剤師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

六 健康保険法による保険医登録票又は保険薬剤師登録票に関する事務

〔新設〕

七 健康保険法第七十九条第二項の保険医若しくは保険薬剤師の登録の抹消の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

〔新設〕

八 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十三年厚生省令第十三号）第十五条第一項若しくは第十六条第一項若しくは第二項の保険医若しくは保険薬剤師に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

〔新設〕

第二条 法別表二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第二条 法別表第一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕六 略

〔一〕六 同上

七 健康保険法第六十四条の被保険者若しくは任意継続被保険者（同法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。）の保険料の納付又は同法第六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務

七 健康保険法第六十四条の任意継続被保険者（同法附則第三条第六項の規定により任意継続被保険者とみなされる特例退職被保険者を含む。以下この号において同じ。）の保険料の納付又は同法第六十五条の任意継続被保険者の保険料の前納に関する事務

第二條の二 法別表二の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付若しくは一時金に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査又はその請求等に対する応答に関する事務

二 恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務

第三条 法別表三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第三条 法別表第一の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

〔一〕三 同上

第四条 法別表四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第四条 法別表第一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕八 略

〔一〕八 同上

第五条 法別表五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇十一 略〕

第五條の二 法別表五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十二条の二第三項の衛生管理者適任証書の交付に関する事務

二 船員法第八十二条の二第三項第二号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 船員法第百十八条第三項の救命艇手適任証書の交付に関する事務

四 船員法第百十八条第三項第二号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和三十七年運輸省令第四十三号）第十五条第一項の衛生管理者適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）第十条第一項の救命艇手適任証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六條 法別表六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第六條の二 法別表七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

第七條 法別表八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十六 略〕

十七 児童福祉法施行規則第七条の十第一項の指定医の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十八 児童福祉法施行規則第七条の十二の指定医の指定の更新に関する事務

十九 児童福祉法施行規則第七条の十四の指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

二十 児童福祉法施行規則第七条の十五の指定医の指定の辞退に関する事務

二十一 児童福祉法施行規則第七条の十六の指定医の指定の取消しに関する事務

第八條 法別表九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十一 略〕

第五條 法別表第一の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇十一 同上〕

〔新設〕

第六條 法別表第一の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第六條の二 法別表第一の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

第七條 法別表第一の八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十六 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第八條 法別表第一の九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十一 同上〕

第九条 法別表十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

第九条の二 法別表十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 略〕

二| あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三| あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第九項（同法第三条の十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三条の十第一項のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の受験の停止又はそれらの試験の無効に関する事務

四| 〔略〕

五| あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

六| 〔略〕

七| 〔略〕

八| あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第十八条（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九| あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則第十九条第一項（同令第二十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のあん摩マツサージ指圧師国家試験、はり師国家試験若しくはきゆう師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の二の二 法別表十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一| 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条の理容師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二| 理容師法第三条第一項の理容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三| 理容師法による理容師免許証又は理容師免許証明書に関する事務

四| 理容師法第十条第一項から第三項までの理容師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第四項の再免許に関する事務

五| 理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）第三条第一項の理容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六| 理容師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の理容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実について

第九条 法別表第一の十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

第九条の二 法別表第一の十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

二| 〔同上〕

三| あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条第一項のあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

四| 〔同上〕

五| 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

ての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 理容師法施行規則第十六条（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師試験の合格証書の交付に関する事務

八 理容師法施行規則第十七条第一項（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の理容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第九条の三 法別表十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

第九条の四 法別表十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

四 栄養士法第五条の二の管理栄養士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 栄養士法第五条の四の管理栄養士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 略

七 略

八 栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）第十九条の管理栄養士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 栄養士法施行規則第二十条第一項の管理栄養士国家試験の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条 法別表十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕七 略

第十条の二 法別表十四の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十五条第一項の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 母体保護法による指定証又は標識に関する事務

三 母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第二条の被指定者（同令第一条第一項の被指定者をいう。）の名簿の作成に関する事務

四 母体保護法施行令第四条の住所変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査、その届出に対する応答又はその届出の通知に関する事務

五 母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）第十五条第一項の指定の取消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 母体保護法施行規則第十五条第二項の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第九条の三 法別表第一の十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

第九条の四 法別表第一の十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

五 同上

〔新設〕

〔新設〕

第十条 法別表第一の十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕七 同上

〔新設〕

第十条の二の二 法別表十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 医師法第七条第一項の処分又は同条第二項の再免許に関する事務

四 医師法第九条の医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 医師法第十五条の医師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 〔略〕

七 〔略〕

八 〔略〕

九 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十七条の医師国家試験の合格証書の交付に関する事務

十 医師法施行規則第十八条第一項の医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務

第十条の三 法別表十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 歯科医師法第七条第一項の処分又は同条第二項の再免許に関する事務

四 歯科医師法第九条の歯科医師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 歯科医師法第十五条の歯科医師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 〔略〕

七 〔略〕

八 〔略〕

九 歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十七条の歯科医師国家試験の合格証書の交付に関する事務

十 歯科医師法施行規則第十八条第一項の歯科医師国家試験の合格証明書の交付の出願の受理、その出願に係る事実についての審査又はその出願に対する応答に関する事務

第十条の四 法別表十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分又は同条第三項の再免許（保健師、助産師又は看護師に対する再免許に限る。）に関する事務

四 保健師助産師看護師法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 〔略〕

六 〔略〕

七 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十八条の二第一

第十条の二 法別表第一の十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 医師法第七条第一項の処分に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第十条の三 法別表第一の十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 歯科医師法第七条第一項の処分に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

六 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第十条の四 法別表第一の十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 保健師助産師看護師法第十四条第一項の処分に関する事務

〔新設〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

〔新設〕

項の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の受験の停止又はそれらの試験の無効に関する事務

八| 保健師助産師看護師法施行規則第二十九条の保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九| 保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の保健師国家試験、助産師国家試験若しくは看護師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の五 法別表十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三| 保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分又は同条第三項の再免許（准看護師に対する再免許に限る。）に関する事務

四| 保健師助産師看護師法第十七条の准看護師試験の受験願書等（受験願書又は受験の申請をいう。以下この号において同じ。）の受理、その受験願書等に係る事実についての審査又はその受験願書等に対する応答に関する事務

五| 〔略〕

六| 〔略〕

七| 保健師助産師看護師法施行規則第二十八条の二第二項において読み替えて準用する同条第一項の准看護師試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

八| 保健師助産師看護師法施行規則第二十九条の准看護師試験の合格証書の交付に関する事務

九| 保健師助産師看護師法施行規則第三十条第一項の准看護師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十条の六 法別表十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三| 歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四| 歯科衛生士法第十条の歯科衛生士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五| 歯科衛生士法第十二条の二第二項（同法第十二条の七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十二条の七第一項の歯科衛生士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六| 〔略〕

七| 〔略〕

八| 歯科衛生士法施行規則第十四条（同令第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九| 歯科衛生士法施行規則第十五条第一項（同令第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科衛生士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る

〔新設〕

〔新設〕

第十条の五 法別表第一の十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三| 保健師助産師看護師法第十四条第二項の処分に関する事務

〔新設〕

四| 〔同上〕

五| 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第十条の六 法別表第一の十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三| 歯科衛生士法第八条第一項の歯科衛生士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四| 〔同上〕

五| 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十條の七 法別表十九の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 医療法による認定証明書に関する事務
- 三 医療法第五条の二第三項の認定の取消しに関する事務

〔新設〕

第十條の八 法別表十九の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項第一号の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 死体解剖保存法第三条の認定の取消しに関する事務
- 三 死体解剖保存法による認定証明書に関する事務
- 四 死体解剖保存法施行令（昭和二十八年政令第三百八十一号）第五条第一項の住所の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

〔新設〕

第十條の九 法別表十九の六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の全国通訳案内士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 通訳案内士法による全国通訳案内士登録証に関する事務
- 三 通訳案内士法第二十三条第一項の全国通訳案内士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 四 通訳案内士法第二十五条の全国通訳案内士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 五 通訳案内士法第二十六条の全国通訳案内士の登録の消除に関する事務
- 六 通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）第二十一条の全国通訳案内士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十條の十 法別表十九の七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第十八条の地域通訳案内士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 通訳案内士法による地域通訳案内士登録証に関する事務
- 三 通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第二十三条第一項の地域通訳案内士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 四 通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第二十五条の地域通訳案内士の

〔新設〕

〔新設〕

登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

五 通訳案内士法第五十七条において読み替えて準用する同法第二十六条の地域通訳案内士の登録の消除に関する事務

六 通訳案内士法施行規則第三十七条において読み替えて準用する同法第二十一条の地域通訳案内士の業務の廃止等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十一条 法別表二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇五 略】

第十二条 法別表二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一一二 略】

第十三条 法別表二十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項の精神保健指定医の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第二項ただし書の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の二の精神保健指定医の指定の取消し又は職務の停止に関する事務

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神保健指定医証に関する事務

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号）第四条の十二第二項の住所を変更した旨の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十四条 法別表二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務

【一二八 略】

第十五条 法別表二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇十 略】

第十五条の二 法別表二十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 建築基準法（昭和二十五年法律第百一十号）第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十二条 法別表第一の二十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇五 同上】

第十二条 法別表第一の二十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一一二 同上】

第十三条 削除

第十四条 法別表第一の二十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十一条の費用の徴収に関する事務

【一二八 同上】

第十五条 法別表第一の二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

【一〇十 同上】

【新設】

- 二 建築基準法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 建築基準法第七十七条の五十八第一項の建築基準適合判定資格者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 建築基準法による建築基準適合判定資格者登録証に関する事務
- 五 建築基準法第七十七条の六十の建築基準適合判定資格者の変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 建築基準法第七十七条の六十一の建築基準適合判定資格者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 七 建築基準法第七十七条の六十二第一項又は第二項の建築基準適合判定資格者の登録の消除又は確認検査の業務の禁止に関する事務
- 八 建築基準法第七十七条の六十六第一項の構造計算適合判定資格者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 九 建築基準法による構造計算適合判定資格者登録証に関する事務
- 十 建築基準法第七十七条の六十六第二項において準用する同法第七十七条の六十の構造計算適合判定資格者の変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 十一 建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十一の構造計算適合判定資格者の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 十二 建築基準法第七十七条の六十六第二項において読み替えて準用する同法第七十七条の六十二第一項又は第二項の構造計算適合判定資格者の登録の消除又は構造計算適合性判定の業務の禁止に関する事務
- 十三 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の二十第一項の特定建築物調査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 十四 建築基準法施行規則第六条の二十三において読み替えて準用する同法第六条の二十第一項の建築設備検査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 十五 建築基準法施行規則第六条の二十五において読み替えて準用する同法第六条の二十第一項の防火設備検査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 十六 建築基準法施行規則第六条の二十七において読み替えて準用する同法第六条の二十第一項の昇降機等検査員資格者証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十五条の三 法別表二十三の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四条第一項の一級建築士の免許の申請の受

〔新設〕

理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 建築士法による一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書に関する事務

三 建築士法第五条の二第二項（同法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の一級建築士の住所等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 建築士法第八条の二の一級建築士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 建築士法第九条第一項又は第二項の一級建築士の免許の取消しに関する事務

六 建築士法による構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証に関する事務

七 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第四条第一項（同令第九条の七の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の一級建築士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

八 建築士法施行規則第六条第四項の一級建築士の失踪の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第十五条の四 法別表二十三の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 建築士法第四条第三項の二級建築士若しくは木造建築士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 建築士法による二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書に関する事務

三 建築士法第五条の二第二項（同法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の二級建築士若しくは木造建築士の住所等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

四 建築士法第八条の二の二級建築士若しくは木造建築士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

五 建築士法第九条第一項又は第二項の二級建築士又は木造建築士の免許の取消しに関する事務

第十五条の五 法別表二十三の五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第六条のクリーニング師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 クリーニング業法第七条第一項のクリーニング師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三 クリーニング業法によるクリーニング師免許証に関する事務

四 クリーニング業法第十二条のクリーニング師の免許の取消しに関する事務

五 クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第十条のクリーニング師の登録の抹消の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

第十六条 法別表二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条 法別表二十五の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条の二 法別表二十五の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項の行政書士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 行政書士法による行政書士証票に関する事務
- 三 行政書士法第六条の四の行政書士の変更の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 行政書士法第六条の五第一項の行政書士の登録の取消しに関する事務
- 五 行政書士法第七条第一項又は第二項の行政書士の登録の抹消に関する事務

第十七条の三 法別表二十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第四条第一項の海技士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第三項の履歴限定の変更若しくは解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第七項の船舶職員として乗り組む船舶の設備その他の事項についての限定の新たな付加、変更又は解除に関する事務
- 四 船舶職員及び小型船舶操縦者法による海技免状に関する事務
- 五 船舶職員及び小型船舶操縦者法第十条第一項又は第二項の海技士の免許の取消し、業務の停止又は戒告に関する事務
- 六 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の二第一項の小型船舶操縦士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の三第四項の履歴限定の変更若しくは解除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十六条 法別表第一の二十四の項の主務省令で定める事務は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収に関する事務又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

第十七条 法別表第一の二十五の項の主務省令で定める事務は、地方税法による譲渡割の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の譲渡割の賦課徴収に関する事務又は譲渡割に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

〔新設〕

〔新設〕

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法による小型船舶操縦免許証に関する事務

九 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の七の小型船舶操縦士の免許の取消し、業務の停止又は戒告に関する事務

十 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一において読み替えて準用する同法第五条第七項の小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の設備その他の事項についての限定の新たな付加、変更又は解除に関する事務

十一 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第七条第一項の海技士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十二 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第十四条第一項の海技士免許原簿の登録の抹消に関する事務

十三 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第七十三条第一項の小型船舶操縦士免許原簿の登録事項の訂正の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十四 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第九十条第一項の小型船舶操縦士免許原簿の登録の抹消に関する事務

第十八条 法別表第二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十三 略〕

第十八条の二 法別表二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 診療放射線技師法第九条第一項の診療放射線技師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四 診療放射線技師法第十七条の診療放射線技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 診療放射線技師法第二十一条第二項の診療放射線技師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 〔略〕

七 〔略〕

八 診療放射線技師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十三号）第十三条の診療放射線技師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 診療放射線技師法施行規則第十四条第一項の診療放射線技師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条の三 法別表二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五条第一項第五号若しくは第三項の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第十八条 法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十三 同上〕

第十八条の二 法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 診療放射線技師法第九条第一項の診療放射線技師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

二 税理士法第六条の税理士試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三 税理士法第七条第一項若しくは第八条第一項の試験科目の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 税理士法第九条第一項の受験手数料又は同条第二項の認定手数料の納付に関する事務

五 税理士法第十条第一項の税理士試験の停止若しくは合格の決定の取消し又は同条第二項の認定若しくは免除の取消しに関する事務

六 税理士法第十一条第一項の合格証書の授与又は同条第二項の基準以上の成績を得た科目の通知に関する事務

第十八条の四 法別表三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一 税理士法第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔一〇六 略〕

第十八条の五 法別表三十一の項の主務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項の税理士若しくは税理士法人又は同条第二項の税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務とする。

第十九条 法別表三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇四 略〕

第十九条の二 法別表三十三の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条 法別表三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 略〕

第二十条の二 法別表三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇七 略〕

八 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の任意継続加入者（私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第三項の任意継続加入者の任意継続掛金の前納に関する事務

第十八条の三 法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第十八条の税理士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔一〇六 同上〕

第十八条の四 法別表第一の三十一の項の主務省令で定める事務は、税理士法第五十五条第一項の税理士若しくは税理士法人又は同条第二項の税理士であった者に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務とする。

第十九条 法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇四 同上〕

第十九条の二 法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、高額療養費若しくは高額介護合算療養費の支給に関する事務とする。

第二十条 法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇三 同上〕

第二十条の二 法別表第一の三十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇七 同上〕

八 私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の任意継続加入者（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続加入者とみなされる特例退職加入者を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第二百二十六条の五第三項の任意継続加入者の掛金の前納に関する事務

〔九十三 略〕

第二十一条 法別表三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

第二十一条の二 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇六 略〕

2 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

3 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

4 法別表三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

第二十二条 法別表三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 略〕

第二十二条の二 法別表三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 略〕

三 歯科技工士法第八条第一項の歯科技工士の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四 歯科技工士法第十一条の歯科技工士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実

五 歯科技工士法第十五条第一項（同法第十五条の六第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十五条の六第一項の歯科技工士国家試験の受験の停止又はその試験の

無効に関する事務

六 略

七 略

八 歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第九条（同令第十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士国家試験の合格証書の交付

九 歯科技工士法施行規則第十条第一項（同令第十一条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の歯科技工士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔新設〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔九十三 同上〕

第二十一条 法別表第一の三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第二十一条の二 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である厚生労働大臣に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇六 同上〕

2 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である国家公務員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

3 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

4 法別表第一の三十七の項の主務省令で定める事務のうち、厚生年金保険の実施者である日本私立学校振興・共済事業団に係るものは、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

第二十二条 法別表第一の三十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 同上〕

第二十二条の二 法別表第一の三十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一一二 同上〕

三 歯科技工士法第八条第一項の歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

〔同上〕

第二十二條の三 法別表三十九の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第三条第一項の美容師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 美容師法第四条第一項の美容師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
- 三 美容師法による美容師免許証又は美容師免許証明書に関する事務
- 四 美容師法第十条第一項から第三項までの美容師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第四項の再免許に関する事務
- 五 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第三条第一項の美容師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 美容師法施行規則第四条第一項（同令第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二項の美容師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 美容師法施行規則第十六条（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の美容師試験の合格証書の交付に関する事務
- 八 美容師法施行規則第十七条第一項（同令第十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の美容師試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十二條の四 法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第二十五条の五第一項の給水装置工事主任技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 水道法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
- 三 水道法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十五号）第二十六条第一項の給水装置工事主任技術者免状の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 四 水道法施行規則第二十七条第一項の給水装置工事主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 水道法施行規則第二十八条の給水装置工事主任技術者免状の返納に関する事務
- 六 水道法施行規則第三十三条の給水装置工事主任技術者試験の合格証書の交付に関する事務

第二十三條 法別表四十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第二十三條の二 法別表四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

第二十三條 法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第二十三條の二 法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 臨床検査技師等に関する法律第八条第一項の臨床検査技師の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四 臨床検査技師等に関する法律第十一条の臨床検査技師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 臨床検査技師等に関する法律第十六条の臨床検査技師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 〔略〕

七 〔略〕

八 臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第八条の臨床検査技師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 臨床検査技師等に関する法律施行規則第九条第一項の臨床検査技師国家試験の合格証明書
の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十三条の二の二 法別表四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 略〕

八 国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第二百二十六条の五第三項の任意継続組合員の任意継続掛金の前納に関する事務

〔九・十 略〕

第二十三条の三 法別表四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

第二十三条の四 法別表四十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）第三条の調理師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 調理師法による調理師免許証に関する事務

三 調理師法第六条の調理師の免許の取消しに関する事務

四 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第十一条第一項の調理師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五 調理師法施行令第十二条の調理師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十四条 法別表四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 臨床検査技師等に関する法律第八条第一項の臨床検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 〔同上〕

五 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第二十三条の二の二 法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇七 同上〕

八 国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第二項の任意継続組合員（同法附則第十二条第八項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第二百二十六条の五第三項の任意継続組合員の掛金の前納に関する事務

〔九・十 同上〕

第二十三条の三 法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

第二十四条 法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

第二十四条の二 法別表四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇六 略〕

第二十四条の二の二 法別表四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第二百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百五条第一項第八号に規定する支払に関する調査又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三 法別表四十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

第二十四条の四 法別表四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

第二十四条の五 法別表五十の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十五条 法別表五十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

第二十六条 法別表五十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十一 略〕

第二十七条 法別表五十三の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

第二十七条の二 法別表五十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の八第一項の試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の八第二項の登録販売者の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による登録販売者の登録に関する事務

〔一〇八 同上〕

第二十四条の二 法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇六 同上〕

第二十四条の二の二 法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第二百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百五条第一項第八号に規定する支払に関する調査又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三 法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

第二十四条の四 法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

第二十四条の五 法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十五条 法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第二十六条 法別表第一の五十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十一 同上〕

第二十七条 法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十一条の職業指導等の実施に関する事務とする。

〔新設〕

四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十年厚生省令第一号）第五百九十九条の六の登録販売者試験の合格の通知に関する事務

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第五百九十九条の九第一項の登録販売者の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第五百九十九条の十の登録販売者の登録の消除に関する事務

第二十七条の三 法別表五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 薬剤師法第八条第一項の処分又は同条第三項の再免許に関する事務

四 薬剤師法第十一条の薬剤師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 薬剤師法第十七条の薬剤師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 略

七 略

八 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）第十一条の薬剤師国家試験の合格證書の交付に関する事務

九 薬剤師法施行規則第十二条第一項の薬剤師国家試験の合格證書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十八条 法別表五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第二十九条 法別表五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第三十条 法別表五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第三十条の二 法別表五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第三十条の三 法別表五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

九 地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の任意継続掛金の払込み又は同法第四百四十四条の二第三項の任意継続組合員の任意

第二十七条の二 法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 薬剤師法第八条第一項の処分に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

五 同上

〔新設〕

第二十八条 法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第二十九条 法別表第一の五十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第三十条 法別表第一の五十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第三十条の二 法別表第一の五十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第三十条の三 法別表第一の五十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

九 地方公務員等共済組合法第四百四十四条の二第二項の任意継続組合員（同法附則第十八条第七項の規定により任意継続組合員とみなされる特例退職組合員を含む。以下この号において同じ。）の掛金の払込み又は同法第四百四十四条の二第三項の任意継続組合員の掛金の前納に

継続掛金の前納に関する事務

〔十〇十五 略〕

第三十一条 法別表六十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条 法別表六十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

第三十三条 法別表六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

第三十四条 法別表六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

第三十五条 法別表六十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

第三十六条 法別表六十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

第三十七条 法別表六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

第三十八条 法別表六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 略〕

第三十九条 法別表六十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十九条の二 法別表六十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 略〕

三 理学療法士及び作業療法士法第七条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四 理学療法士及び作業療法士法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に

関する事務

〔十〇十五 同上〕

第三十一条 法別表第一の六十の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十二条 法別表第一の六十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第三十三条 法別表第一の六十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

第三十四条 法別表第一の六十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第三十五条 法別表第一の六十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

第三十六条 法別表第一の六十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

第三十七条 法別表第一の六十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

第三十八条 法別表第一の六十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇五 同上〕

第三十九条 法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十九条の二 法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇二 同上〕

三 理学療法士及び作業療法士法第七条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

関する事務

五] 理学療法士及び作業療法士法第十三条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六] [略]

七] [略]

八] 理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和四十年厚生省令第四十七号）第十一条の理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九] 理学療法士及び作業療法士法施行規則第十二条第一項の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十条 法別表七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十二 略〕

第四十一条 法別表七十一の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十一条の二 法別表七十一の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一] 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第三条の製菓衛生師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二] 製菓衛生師法第四条第一項の製菓衛生師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

三] 製菓衛生師法による製菓衛生師免許証に関する事務

四] 製菓衛生師法第八条の製菓衛生師の免許の取消しに関する事務

五] 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）第三条第一項の製菓衛生師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六] 製菓衛生師法施行令第四条の製菓衛生師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十一条の三 法別表七十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条 法別表七十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に

〔新設〕

四] [同上]

五] [同上]

〔新設〕

〔新設〕

第四十条 法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十二 同上〕

第四十一条 法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

〔新設〕

第四十一条の二 法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三百二十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条 法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その

係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条 法別表七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 略

第四十三条の二 法別表七十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

第四十三条の二の二 法別表七十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二 社会保険労務士法第十三条の五において準用する同法第十三条第一項の紛争解決手続代理業務試験の合格の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務

三 社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省・労働省令第一号）第九条の七において準用する同法第八条の紛争解決手続代理業務試験に合格したことを証する書面の交付に関する事務

第四十三条の二の三 法別表七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会保険労務士法第十四条の二の社会保険労務士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔一〕七 略

第四十三条の二の四 法別表七十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 略

三 柔道整復師法第八条第一項の柔道整復師の免許の取消し若しくは業務の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四 柔道整復師法第十条の柔道整復師国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 柔道整復師法第十三条第一項（同法第十三条の六第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第十三条の六第一項の柔道整復師国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 略

七 略

八 柔道整復師法施行規則第十三条（同令第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 柔道整復師法施行規則第十四条第一項（同令第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の柔道整復師国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る

請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条 法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕五 同上

第四十三条の二 法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

〔新設〕

第四十三条の二の二 法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二の社会保険労務士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

〔一〕七 同上

第四十三条の二の三 法別表第一の七十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕二 同上

三 柔道整復師法第八条第一項の柔道整復師の免許の取消し又は業務の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

五 同上

〔新設〕

〔新設〕

る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十三条の二の五 法別表七十八の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第三項の建築物環境衛生管理技術者免状の返納に関する事務
- 三 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務
- 四 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第十一条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の書換え交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 五 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十二条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十三条の建築物環境衛生管理技術者免状の返還に関する事務

第四十三条の二の六 法別表七十八の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 情報処理の促進に関する法律による情報処理安全確保支援士登録証に関する事務
- 三 情報処理の促進に関する法律第十八条第一項（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 四 情報処理の促進に関する法律第十九条の情報処理安全確保支援士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 五 情報処理の促進に関する法律第二十条（同法第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の消除に関する事務
- 六 情報処理の促進に関する法律施行規則（平成二十八年経済産業省令第百二号）第十九条の二第一項（同令第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の登録の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 七 情報処理の促進に関する法律施行規則第二十三条（同令第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の情報処理安全確保支援士の死亡等の届出の受理、その届出に係

〔新設〕

〔新設〕

る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第四十三条の三 法別表七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十三条の四 法別表八十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

三 視能訓練士法第八条第一項の視能訓練士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

四 視能訓練士法第十条の視能訓練士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 視能訓練士法第十五条の視能訓練士国家試験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 略

七 略

八 視能訓練士法施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十八号）第十二条の視能訓練士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 視能訓練士法施行規則第十三条第一項の視能訓練士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十四条 法別表八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜七 略〕

第四十四条 法別表第一の八十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第七十二条第一項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 労働安全衛生法による免許証に関する事務

三 労働安全衛生法第七十三条第二項の免許の有効期間の更新の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四 労働安全衛生法第七十四条第一項若しくは第二項の免許の取消し若しくは効力の停止又は同条第三項の再免許に関する事務

五 労働安全衛生法第七十五条第一項の免許試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 労働安全衛生法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験若しくは同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七 労働安全衛生法第八十四条第一項（同法第八十五条の二第二項の規定により読み替えて適

第四十三条の三 法別表第一の七十九の項の主務省令で定める事務は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。

第四十三条の四 法別表第一の八十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

三 視能訓練士法第八条第一項の視能訓練士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

五 同上

〔新設〕

〔一〜七 同上〕

<p>用する場合を含む。）の労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>八 労働安全衛生法による労働安全コンサルタント登録証又は労働衛生コンサルタント登録証に関する事務</p> <p>九 労働安全衛生法第八十五条の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録の取消しに関する事務</p> <p>十 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第七十一条の二の免許試験の合格の通知に関する事務</p> <p>十一 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）第八条（同令第十五条において準用する場合を含む。）の労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験の合格証の交付に関する事務</p> <p>十二 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則第九条（同令第十五条において準用する場合を含む。）の労働安全コンサルタント試験若しくは労働衛生コンサルタント試験の合格の取消し又はそれらの試験を受けることの禁止に関する事務</p> <p>第四十四条の三 法別表八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。</p> <p>第四十四条の四 法別表八十二の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）第三条第一項の災害弔慰金の支給に関する事務</p> <p>二 災害弔慰金の支給等に関する法律第八条第一項の災害障害見舞金の支給に関する事務</p> <p>三 災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第一項の災害援護資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>四 災害弔慰金の支給等に関する法律第十四条第一項の災害援護資金の償還未済額の償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>第四十五条 法別表八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 略〕</p> <p>第四十五条の二 法別表八十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条の作業環境測定士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 作業環境測定法による作業環境測定士登録証に関する事務</p> <p>三 作業環境測定法第十二条の作業環境測定士の登録の取消し又は業務の停止若しくは名称の使用の停止に関する事務</p>	<p>〔新設〕</p> <p>第四十四条の二 法別表第一の八十二の項の主務省令で定める事務は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握（同法第三十七条第二項の規定により提出された資料による場合を含む。）に関する事務とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第四十五条 法別表第一の八十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕六 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
---	--

四 作業環境測定法第十三条の作業環境測定士の登録の消除に関する事務

五 作業環境測定法第十四条第一項の作業環境測定士試験の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

六 作業環境測定法第十六条第一項の作業環境測定士試験の合格証の交付に関する事務

七 作業環境測定法第十七条の作業環境測定士試験の合格の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務

八 作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第二十一条第一項の作業環境測定士試験の合格証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条 法別表八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

第四十六条の二 法別表八十六の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の二の二 法別表八十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第五条の社会福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二 社会福祉士及び介護福祉士法第八条第一項（同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

三 社会福祉士及び介護福祉士法第二十八条の社会福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四〇八 〔略〕

九 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第一項の介護福祉士試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

十 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第三項において準用する同法第八条第一項（同法第四十一条第三項において準用する同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の介護福祉士試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

一〇八 〔略〕

十一 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第八条の社会福祉士試験の合格証書の交付に関する事務

十二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十五条（同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実について

第四十六条 法別表第一の八十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

第四十六条の二 法別表第一の八十六の項の主務省令で定める事務は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である保険給付又は脱退手当金の支給及び当該保険給付又は脱退手当金の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の二の二 法別表第一の八十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

一 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条の社会福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二〇六 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

七〇二 〔同上〕

〔新設〕

十三 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第十五条（同令第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の社会福祉士の死亡等の届

の審査又はその届出に対する応答に関する事務

十九 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則二十五条において読み替えて準用する同令第八条の介護福祉士試験の合格証書の交付に関する事務

二十 略

第四十六条の二三 法別表八十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 略

三 臨床工学技士法第八条第一項の臨床工学技士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四 臨床工学技士法第十条の臨床工学技士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 臨床工学技士法第十五条第一項（同法第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の臨床工学技士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 略

七 略

八 臨床工学技士法施行規則第十五条（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の臨床工学技士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 臨床工学技士法施行規則第十六条第一項（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の臨床工学技士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

一・二 略

三 義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

四 義肢装具士法第十条の義肢装具士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

五 義肢装具士法第十五条第一項（同法第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十三条第一項の義肢装具士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

六 略

七 略

八 義肢装具士法施行規則第十五条（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の義肢装具士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 義肢装具士法施行規則第十六条第一項（同令第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の義肢装具士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

〔新設〕

十四 同上

第四十六条の二三 法別表第一の八十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 同上

三 臨床工学技士法第八条第一項の臨床工学技士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

五 同上

〔新設〕

〔新設〕

第四十六条の二の四 法別表第一の八十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一・二 同上

三 義肢装具士法第八条第一項の義肢装具士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

四 同上

五 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第四十六条の二の五 法別表九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜三 略〕

四 救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

五 救急救命士法第三十条の救急救命士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務

六 救急救命士法第三十五条第一項（同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十条第一項の救急救命士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

七 略

八 救急救命士法施行規則第十七条（同令第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士国家試験の合格証書の交付に関する事務

九 救急救命士法施行規則第十八条第一項（同令第二十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の救急救命士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十六条の三 法別表九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第四十七条 法別表九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条 法別表九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜七 略〕

第四十八条の二 法別表九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三 法別表九十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十六条の二の五 法別表第一の九十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜三 同上〕

四 救急救命士法第九条第一項の救急救命士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

〔新設〕

五 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第四十六条の三 法別表第一の九十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第四十七条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の自立支度金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。

第四十八条 法別表第一の九十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〜七 同上〕

第四十八条の二 法別表第一の九十六の項の主務省令で定める事務は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第二十四条第一項の医療特別手当、同法第二十五条第一項の特別手当、同法第二十六条第一項の原子爆弾小頭症手当、同法第二十七条第一項の健康管理手当、同法第二十八条第一項の保健手当、同法第三十一条の介護手当又は同法第三十二条の葬祭料の支給に関する事務とする。

第四十八条の三 法別表第一の九十八の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。

第四十九条 法別表九十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

第五十条 法別表百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十四 略〕

第五十条の二 法別表百一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 介護保険法第六十九条の二第二項の介護支援専門員実務研修受講試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二 介護保険法第六十九条の二第二項、第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項本文若しくは同項ただし書若しくは介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第一項の研修の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

三〇八 〔略〕

九 介護保険法第六十九条の三十一第一項の介護支援専門員実務研修受講試験の合格の取消し又はその試験を受けることの禁止に関する事務

第五十条の三 法別表百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第五条の精神保健福祉士試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務

二 精神保健福祉士法第八条第一項（同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務

三 精神保健福祉士法第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

四〇八 〔略〕

九 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第九条の精神保健福祉士試験の合格証書の交付に関する事務

十 精神保健福祉士法施行規則第十六条（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第五十条の四 法別表百三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 略〕

四 言語聴覚士法第九条第一項の言語聴覚士の免許の取消し若しくは名称の使用の停止又は同条第二項の再免許に関する事務

五 言語聴覚士法第二十九条の言語聴覚士国家試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事

第四十九条 法別表第一の九十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

第五十条 法別表第一の百の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十四 同上〕

第五十条の二 法別表第一の百一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

一〇六 〔同上〕

〔新設〕

第五十条の三 法別表第一の百二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

一 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条の精神保健福祉士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二〇六 〔同上〕

〔新設〕

七 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）第十六条（同令第十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の精神保健福祉士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第五十条の四 法別表第一の百三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇三 同上〕

四 言語聴覚士法第九条第一項の言語聴覚士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

〔新設〕

<p>実についての審査又はその受験願書に対する応答に関する事務</p> <p>六 言語聴覚士法第三十四条第一項（同法第三十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第三十九条第一項の言語聴覚士国家試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務</p> <p>七 [略]</p> <p>八 言語聴覚士法施行規則第十八条（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士国家試験の合格証書の交付に関する事務</p> <p>九 言語聴覚士法施行規則第十九条第一項（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の言語聴覚士国家試験の合格証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>第五十一条 法別表百四の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第五十二条 法別表百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>第五十二条の二 法別表百六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕五 略</p> <p>第五十二条の三 法別表百七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>第五十二条の四 法別表百八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕二 略</p> <p>第五十二条の五 法別表百九の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。</p> <p>第五十三条 法別表百十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>第五十四条 法別表百十一の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第三百号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>五 [同上]</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第五十一条 法別表第一の百四の項の主務省令で定める事務は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条第一項の被災者生活再建支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第五十二条 法別表第一の百五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>第五十二条の二 法別表第一の百六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕五 同上</p> <p>第五十二条の三 法別表第一の百七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>第五十二条の四 法別表第一の百八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕二 同上</p> <p>第五十二条の五 法別表第一の百九の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。次条において「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者である政府が支給するものとされた年金である給付の支給及び当該給付の受給権者に関する事務とする。</p> <p>第五十三条 法別表第一の百十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>第五十四条 法別表第一の百十一の項の主務省令で定める事務は、健康増進法（平成十四年法律第三百号）第十七条第一項又は第十九条の二の健康増進事業の実施に関する事務とする。</p>
---	---

第五十五条 法別表百十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇九 略〕

第五十六条 削除

第五十七条 法別表百十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇四 略〕

第五十九条 法別表百十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 略〕

第五十九条の二 法別表百十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十九号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）による衛生検査技師免許証に関する事務

二 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第七十号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第五条第一項の衛生検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令第六条の衛生検査技師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第六十条 法別表百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 略〕

第六十条の二 法別表百十七の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）若しくは同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）による年金である給付に係る請求等（請求、申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。）の受理、その請求等に係る事実についての審査

第五十五条 法別表第一の百十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇九 同上〕

第五十六条 法別表第一の百十三の項の主務省令で定める事務は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一項第七号若しくは附則第八条第一項の災害共済給付の給付金の支払の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第五十七条 法別表第一の百十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇四 同上〕

第五十九条 法別表第一の百十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇六 同上〕

〔新設〕

第六十条 法別表第一の百十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
〔一〇八 同上〕

〔新設〕

又はその請求等に対する応答に関する事務

二 国會議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国會議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務

第六十条の三 法別表百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 略

第六十一条 法別表百十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第六十二条 法別表百二十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条 法別表百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条 法別表百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条 法別表百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第六十七条 法別表百二十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 略〕

第六十七条の二 法別表百二十六の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条 法別表百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

第六十条の二 法別表第一の百十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上

第六十一条 法別表第一の百十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第六十二条 法別表第一の百二十の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）第一条第一項若しくは第二項の施行前裁定特例給付の支給に係る書類の受理、その書類に係る事実についての審査又はその書類の提出に対する応答に関する事務とする。

第六十三条 法別表第一の百二十一の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百一十一号）第一条第八項の通知に関する事務とする。

第六十五条 法別表第一の百二十二の項の主務省令で定める事務は、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）附則第二条第一項において読み替えて準用する同法第二条ただし書若しくは第三条ただし書若しくは附則第二条第三項若しくは第三条第一項の保険給付遅延特別加算金若しくは給付遅延特別加算金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第六十六条 法別表第一の百二十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第六十七条 法別表第一の百二十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一・二 同上〕

第六十七条の二 法別表第一の百二十六の項の主務省令で定める事務は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務とする。

第六十八条 法別表第一の百二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十四 略〕

第六十八条の二 法別表百二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

第六十九条 法別表百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 略〕

第七十条 法別表百三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十二 略〕

第七十条の二 法別表百三十の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の国家戦略特別区域限定保育士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 二 国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士登録証に関する事務
- 三 国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十九の国家戦略特別区域限定保育士の登録の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
- 四 内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則（令和五年内閣府令第四十四号）第九条において読み替えて準用する児童福祉法施行規則第六条の三十四の国家戦略特別区域限定保育士の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第七十一条 法別表百三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

九 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十五条第一項の指定医の指定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

十 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十七条第二項の指定医の指定の更新に関する事務

十一 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第十九条の指定医の指定の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

十二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十条第一項の指定医の指定の辞退に関する事務

十三 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第二十条第二項から第四項までの指定医の指定の取消し又は効力の停止に関する事務

第七十一条の二 法別表百三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十四 同上〕

第六十八条の二 法別表第一の百二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

第六十九条 法別表第一の百二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇四 同上〕

第七十条 法別表第一の百三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇十二 同上〕

〔新設〕

第七十一条 法別表第一の百三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

〔一〇八 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第七十一条の二 法別表第一の百三十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

<p>一 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第五条の公認心理師試験の受験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務</p> <p>二 公認心理師法第八条第一項（同法第十五条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師試験の受験の停止又はその試験の無効に関する事務</p> <p>三 公認心理師法第二十八条の公認心理師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>四〇八 略</p> <p>九 公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十一条第一項の公認心理師試験の合格証書の交付に関する事務</p> <p>十 公認心理師法施行規則第十八条（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>一 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）第二十八条の公認心理師の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二〇六 同上</p> <p>〔新設〕</p> <p>七 公認心理師法施行規則（平成二十九年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十八条（同令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の公認心理師の死亡等の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
<p>第七十二条 法別表百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。</p>	<p>第七十二条 法別表第一の百三十三の項の主務省令で定める事務は、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）による地方法人特別税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、督促、滞納処分その他の地方法人特別税の賦課徴収に関する事務又は地方法人特別税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。</p>
<p>第七十三条 法別表百三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録に関する事務</p> <p>四 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の二の行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例に関する事務</p> <p>五 略</p> <p>六 略</p>	<p>第七十三条 法別表第一の百三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 同上</p> <p>三 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第五条の公的給付支給等口座登録簿の登録の特例等に関する事務</p> <p>〔新設〕</p> <p>四 同上</p> <p>五 同上</p>
<p>第七十四条 法別表百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。</p>	<p>第七十四条 法別表第一の百三十五の項の主務省令で定める事務は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって内閣総理大臣及び総務大臣が定めるものとする。</p>
<p>第七十五条 法別表百三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>第七十五条 法別表第一の百三十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 同上</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。



附 則

この命令は、令和六年五月二十七日から施行する。